

事務連絡  
令和3年6月16日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

各 

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

#### 障害者に係る新型コロナウイルス感染症に対応した宿泊療養の運営について

新型コロナウイルス感染症については、地域の感染状況等に応じて、医師が入院の必要が無いと判断した無症状病原体保有者や軽症者については、宿泊療養施設において丁寧な健康観察を行うことができる場合には、都道府県等において、そのような取扱いとして差し支えない運用としています。

各都道府県等においては、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる障害者の方々に対して、宿泊療養（又は自宅療養）を実施する際には、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要となりますので、下記1のとおり、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、衛生部局や障害保健福祉部局等において、連携を図っていただきますようお願いいたします。

聴覚障害者については、手話通訳者の同行等が困難な状況がある中で、定期的又は緊急時の電話等による健康状態の確認等が難しい面がありますが、下記2のとおり、宿泊療養における障害特性に応じた合理的配慮の提供例等をお示しするので、遠隔手話通訳や電話リレーサービスの活用、筆談などを組み合わせて活用するなど、地域の実情に応じ工夫した対応が行われるようお願いいたします。その際、タブレット（音声認識・筆談アプリ、遠隔会議アプリ等をダウンロード・利用する費用を含む）や機器については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等を活用し、宿泊療養等の適切な運営をお願いいたします。

## 記

### 1. 地域における宿泊療養等における障害特性に応じた合理的配慮の提供に係る対応の検討について

地域の特性、利用者、宿泊療養施設によって、活用できるサービスや機器は異なる点があることを踏まえ、まずは衛生部局や障害保健福祉部局等において、引き続き連携を図っていただくとともに、視聴覚障害者情報提供施設等の地域の関係機関と相談しながら、どのような対応が考えられるか検討していただくよう、お願いいたします。

その際、障害者が宿泊療養をするに当たっては安心して療養できる環境があることが前提となります。このため、健康状態の確認等においては、可能な限り、

- ・ 聴覚障害者等向けに宿泊施設に備えているタブレット等を用いた確認
- ・ 視覚障害者等向けに放送や音声による確認
- ・ 知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な確認

等の障害特性を考慮した対応をお願いいたします。

#### <参考>

「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」（平成 29 年度障害者総合福祉推進事業）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000331883.pdf>

なお、新型コロナウイルス感染症の陽性者については入院を原則としている地域もありますが、昨冬や今春の感染拡大時において、多くの地域で宿泊療養のみならず自宅療養となる方が多数生じていることを踏まえ、障害のある方で無症状・軽症であるような場合には、合理的配慮を行った上で宿泊療養を行うことが可能となるよう、予め準備・検討いただくよう、お願いいたします。

### 2. 宿泊療養における障害特性に応じた合理的配慮の提供例について

宿泊療養施設での配慮・対応を検討するに当たっては、地域や宿泊療養施設によって、活用できる外部サービスや機器が異なるため、様々なサービス等を組み合わせ活用していくことが求められます。

- 遠隔手話サービスについては、実施事業者等への事前予約を行ったうえで利用可能なサービスであり、聴覚障害者にとって馴染みのある手話通訳者が対応できる面があり、手話通訳者の感染リスクも減らせることができること。

- 電話リレーサービスについては、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、ご本人が事前に利用登録を行ったうえで、本年7月から全国的に利用可能なサービスであり、24時間・365日、緊急時の利用も（宿泊施設側から本人への連絡も）可能となること。
- 音声認識・筆談アプリを予め本人がダウンロードしている場合もあるが、本人用(貸し出し)・宿泊施設用のタブレットにダウンロードし、文字による健康確認を行うことも考えられること。

また、緊急時に、携帯電話やタブレットへの連絡にご本人が気付かない場合に備え、例えば振動・発光機能のある呼び出しベルを分かりやすい場所に配備したり、看護職員のいるフロアに入室していただいた上で警報ブザーにより本人からの緊急時のアラートを発信できるようにするなど、比較的身近な器具により一定の対応ができる場合もあります。また、一定の発話ができる方には、緊急時のアラートの伝え方を予め確認しておくことも考えられます。

このような様々なサービス等を組み合わせる中で、どのような対応が考えられるか、関係部局との連携、地域の関係機関との相談を行いながら、ご検討いただくことが重要になります。